

市・県民税、所得税の申告受け付けが始まります

税の申告はお早めに

期間 2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く

場所 市役所1階玄関ロビー(受付専用窓口)、野栄総合支所

市・県民税などの申告手続きを2月18日から受け付けます。申告期間間近になると窓口は混雑しますので、早めの申告をお願いします。

市・県民税の申告

■申告が必要な人

平成31年1月1日現在、匝瑳市に住所があり、次の①～③の要件に当てはまる人は、申告が必要です。申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を郵送しました。

なお、給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が提出されている人や、30年分所得税の確定申告書を提出した(提出する)人は、申告の必要はありません。

①30年中に所得のあった人
②給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

・勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書の提出がなかった人(提出の有無は勤務先でご確認ください)

・給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人

③公的年金所得者で、次のいずれかに

当てはまる人

・公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人

・公的年金の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人

・無収入だった人。または非課税所得のあった人

※平成30年中に老齢や無職などにより所得のなかった人、扶養されていた人、12年4月1日生まれ以前の学生、非課税所得(遺族年金、障害年金など)のあった人は、市・県民税申告書の裏面にその旨を記載し、提出してください。国民健康保険税などの軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になります。

■配偶者控除および配偶者特別控除の改正

生計を同一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下(給与所得のみ)の場合は収入金額103万円以下)



の場合は、納税義務者(扶養する人)の所得に関わらず一律33万円(70歳以上の配偶者の場合38万円)の配偶者控除を受けられました。31年度からは納税義務者に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1000万円を超える場合は適用を受けられません。

また、配偶者特別控除でも控除額が変更され、30年度までは適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限は76万円未満でしたが、31年度からはこれが123万円まで拡大されます。

所得税の確定申告

■確定申告が必要な人

次の①～⑤の要件に当てはまる人は、確定申告が必要です。

①事業所得や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

②給与収入額が2000万円を超える

【別表】申告書作成相談会などの日程

開催日・受付時間	会場	対象
申告書作成相談会		
2月6日(水)・7日(木) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター2階会議室	所得税(譲渡所得者を含む)、消費税、事業税、市・県民税
税理士による無料申告相談会		
2月6日(水)・7日(木) 9時30分～12時、13時～15時30分	市民ふれあいセンター2階会議室	小規模事業者など(医師、弁護士、譲渡所得者は除く)
申告相談・受け付け		
2月18日(月)～3月15日(金) ※土・日曜日を除く 9時～12時、13時～16時	相談…市民ふれあいセンター、野栄総合支所 提出のみ…市役所1階玄関ロビー、野栄総合支所	所得税、市・県民税(原則、譲渡所得者、消費税は除く)
日曜申告相談・受け付け		
2月24日(日)、3月10日(日) 9時～12時、13時～16時	市民ふれあいセンター2階第3会議室	所得税、市・県民税(原則、譲渡所得者、消費税は除く)

人。または給与を2か所以上から受給している人

③給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

④公的年金の収入金額が400万円を超える人。または400万円以下でそれ以外の所得の合計額が20万円を超える人

る人

⑤土地や建物などを売った譲渡所得のあった人

■還付申告をする人

給与所得者や年金所得者などで、源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には、受付期間前でも提出できます。

申告相談を行います

申告書作成のアドバイスを行う相談会場（Ⅱ6ページ別表）を設けます。相談を希望される人は次の書類などをお持ちください。

なお、混雑時は早めに受け付けを終了する場合があります。

持参品：①印鑑②30年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など。事業所得や不動産所得などがある人は、売り上

軽自動車などの廃車・名義変更

届け出は

3月29日までに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、年度途中に廃車などの手続きをしても年税額が掛かります。手続きが必要な人は、3月29日（金）までに届け出をしてください。

また、盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出した時点では廃車にはなりません。届け出をした警察署名、届け出年月日、受理番号を控えた上で、廃車の手続きをしてください。

【廃車・名義変更・住所変更等の届け出先】

125cc以下のバイク、小型特殊自動車

税務課市民税班 ☎73-0087

125cc超えのバイク

関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022

三輪または四輪の軽自動車

軽自動車検査協会千葉事務所

☎050-3816-3114

☎税務課市民税班 ☎73-0087

市民協働のまちづくり

提案事業を募集します

市では、それぞれが持つ知恵と力を生かす「市民提案型事業」を募集し、優れた提案に対して費用の一部を助成します。

新たな事業提案を募集

新年度に実施される事業の提案を、次の通り募集します。

◆募集事業の種類

- ①新団体設立支援
- ②団体ステップアップ支援
- ③協働提案型
- ④子どもまちづくり提案型

◆募集期間

2月28日（木）まで

◆応募方法など

応募方法や要件など詳細は市ホームページをご覧ください。または市民活動サポートセンター（市役所1階環境生活課内）までお気軽にお問い合わせください。

直近の採択事業を紹介

◆事業名

八小グリーン&フラワー大作戦（八日市場小学校）

事業概要：心と癒やされるまちを目指して、八日市場図書館・公民館、八日市場幼稚園に花を設置・管理し、景観の美化を図ります。また、旭農業高



公民館に育てた花のプランターを置く八日市場小児童

校との協働により花の管理方法などを学ぶことで、世代間交流や次世代の担い手としての自覚を育みます。（Ⅱ子どもまちづくり提案型）

◆事業名

劇団オレンヂの会活動充実事業（劇団オレンヂの会）

事業概要：市の「ジュニアサポーター養成講座」に協力し、寸劇を通じて、認知症についての正しい理解を図ります。劇団員はボランティアとして市と協働して認知症高齢者やその家族を見守り、支え合う地域づくりの推進を図ります。（Ⅱ新団体設立支援）

☎環境生活課市民協働班 ☎73-0088